



第2次勝浦市男女共同参画計画

平成30年3月

千葉県勝浦市

は じ め に



少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少、家族形態やライフスタイルの多様化など社会の変化が進む中、豊かで活力ある社会を実現するためには、すべての人が性別にかかわらず、自らの意思によって個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が大変重要となっています。

我が国では、女性の活躍を主要施策として位置づけ、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行しました。また、同年12月には第4次男女共同参画基本計画を閣議決定し、男性中心型労働慣行等の変革など、4つの目指すべき社会を示し、その実現を通じて、男女共同参画基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進が図られているところです。

勝浦市では、平成20年2月に『勝浦市男女共同参画計画』を策定し、また平成25年3月に計画の見直しを行い、計画に基づき市民の皆様と共に様々な取り組みを積極的に進めてきました。

一方で、性別による固定的役割分担意識はまだまだ改善が必要な状況にあり、取り組むべき課題があります。男女が共に力を合わせて、いろいろな角度から意見を述べることで、ひいては豊かで発展性の高い地域につながります。

このような状況を踏まえ、このたび「第2次勝浦市男女共同参画計画」を策定致しました。

新しい計画では、全ての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる分野における女性の活躍の推進や安心・安全な暮らしの実現などに取り組むこととしています。

本計画の着実な推進を図って参りますので、市民の皆様にも、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における主体的な取組をお願い致します。

終わりに、この計画を策定するにあたりまして、提言をいただきました懇話会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

勝浦市長

猿田 寿男

目 次

第1章 計画策定の背景	5
1. 国内外の動向	6
2. 社会情勢の変化	9
第2章 計画の基本的な考え方	11
1. 計画策定の趣旨	12
2. 計画の性格	12
3. 計画の期間	13
4. 計画の基本理念	13
5. 計画の推進	14
6. 施策の体系	15
第3章 計画の内容	17
基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	18
主要課題1 男女共同参画の意識啓発	20
主要課題2 学校教育等における男女共同参画の推進	24
主要課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	27
基本目標Ⅱ 様々な分野における男女共同参画の推進	32
主要課題1 家庭生活及び地域活動における男女共同参画	33
主要課題2 労働の場における男女共同参画	36
主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画	41
主要課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及推進	45
基本目標Ⅲ すべての人が充実して暮らせる社会づくり	47
主要課題1 男女共同参画社会の実現に向けた福祉の充実	49
主要課題2 生涯にわたる健康の保持増進	54
第4章 資料編	59
男女共同参画社会基本法	60
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	68
勝浦市男女共同参画計画策定の歩み	75
勝浦市男女共同参画市民懇話会設置要綱	76

勝浦市男女共同参画市民懇話会委員名簿	77
男女共同参画に関する国内外の動き	78

第1章

計画策定の背景

1. 国内外の動向

(1) 国際的な動向

1975年（昭和50年）にメキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催され、平等・発展・平和への女性の寄与に関する宣言が行われ（メキシコ宣言）、それを具体化するための指針である「世界行動計画」が採択されました。その後、第30回国連総会において1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）を「国連婦人の十年」と定め、女性の地位向上のための行動を展開することを決めました。

1979年（昭和54年）の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、1985年（昭和60年）の第3回世界女性会議では「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年（平成7年）の第4回世界女性会議では、各国が取り組まなければならない問題点を定めた「行動綱領」と世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択されたのに続き、2005年（平成17年）には、「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、先の「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

さらに2010年（平成22年）に開催された「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7項目の決議が採択されました。

2011年（平成23年）には、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女児に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組む「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足しました。

(2) 国の動向

わが国では、1975年（昭和50年）の国際婦人年とそれに続く国連婦人の10年をきっかけに、国際的な取組と連動しつつ、日本国憲法で定められている個人の尊重や法の下での平等の立場から、女性問題解決・男女共同参画社会確立に向けての様々な取組がなされてきました。

1977年（昭和52年）には「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策の推進が図られました。

1979年（昭和54年）に国連総会で女子差別撤廃条約が採択されたことによる男女平等を求める動きが強まり、わが国では1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准しました。

1999年（平成11年）6月には、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において施策の推進や法整備を図っています。

2000年（平成12年）12月には男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、2001年（平成13年）には中央省庁再編により、内閣府に男女共同参画会議と男女共同参画局が設置され、同年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）が施行されました。

近年では、2015年（平成27年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定が国や地方公共団体、民間事業主に義務付けられた（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）とともに、地方公共団体に当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定等が求められています。

また、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までに実施する国の男女共同参画施策の基本的方向や具体的な取組みをまとめました。また、計画全体にわたる横断的視点として「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として位置付けられました。

（3）千葉県の変遷

千葉県においては、世界や国の動向を踏まえ、1981年（昭和56年）に「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定し、女性の地位向上のための施策と

その関連施策を総合的・効果的に推進してきました。

1996年（平成8年）3月には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及びこれに基づく「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを目標とした第4次の女性計画として「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

2001年（平成13年）3月には、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。その後、2006年（平成18年）には、「千葉県男女共同参画計画（第2次）」、2011年（平成23年）には「第3次千葉県男女共同参画計画」を、2016年（平成28年）には「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定しています。県計画では、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、ワーク・ライフ・バランス※1の普及啓発や政策・方針決定過程への男女共同参画の促進等に重点的に取り組むとするなど、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進することとしています。

（4）県内各市の動向

千葉県内の男女共同参画計画の策定状況では、2007年（平成19年）4月現在で56市町村中26市が計画を策定済みで、このうち6市で条例が制定・施行され、2017年（平成29年）4月1日現在では、54市町村中37市町村が計画を策定し、このうち7市で条例が制定・施行されています。

（5）勝浦市の取組状況

本市においては、国・県等の動向を踏まえ、2007年（平成19年）4月に男女共同参画社会づくりに向けて、市民意識調査を実施し、その実態把握を行うとともに、同年8月には、学識経験者、関係団体からの推薦者並びに一般公募による市民代表を構成員とした「勝浦市男女共同参画計画策定市民懇話会」を設置し、計画策定にあたりました。

前計画から5年が経過した2012年（平成24年度）に計画の見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

※1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

2. 社会情勢の変化

(1) 日本社会全体における状況の変化

少子高齢化の急速な進展により、我が国の人口は2008年（平成20年）をピークに減少局面に入り、今後も急減していくと見込まれています。少子高齢化という人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など、様々な課題が生じている中で、諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

人口減少が進む中、将来にわたって活力ある社会を維持するためには、持続可能な地域社会を構築する必要がありますが、人口減少の問題は地域によって状況が異なっており、住民の意識も地域によって様々であることから、地域の実情に応じた取組が重要となっています。

(2) 少子高齢化の進行

2016年（平成28年）の我が国の合計特殊出生率※2は1.44で、現在の人口を維持するために必要とされる人口置換水準2.07を大きく下回っています。

千葉県では1.33、本市においては1.38と全国を下回っており、確実に少子化が進行していることがわかります。

一方、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率については、2017年（平成29年）で27.3%と過去最高となっており、我が国は国民の約4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えていることを示しています。

千葉県では26.0%と全国よりは下回っているものの、本市においては39.3%と全国及び千葉県を大きく上回っています。

少子化の主な原因は、晩婚化・非婚化に伴う生涯出産数の減少という直接的な原因に加えて、雇用形態の流動化による経済力の低下、性別による固定的役割分担意識による仕事と生活の両立の難しさなどの要因による夫婦の出生力の低下であるといわれています。また、高齢化は少子化と密接な関係を持ち、子どもの数が減少することで、相対的に高齢者が増加していくことによって生じるといわれています。

少子高齢化が進行することにより、労働人口の減少や社会保障費の増大な

※2 合計特殊出生率 「15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

どのさまざまな問題が引き起こされ、男女ともに老後の生活に不安を感じざるを得ない状況となっています。

(3) 生活を取り巻く状況と男性の仕事

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、女性の参画は実際には期待されるほどの成果を得られていないのが現状です。その大きな原因として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行があります。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。

(4) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者等からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。

第2章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月、わが国では「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく、地方公共団体や国民各層の取組も重要であることから男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定計画として2008年（平成20年）2月に、勝浦市男女共同参画を策定し、施策を推進してきたところであります。

しかしながら、現実に移すと、性別による固定的役割分担意識は根強く残っており、社会への女性の参画はいまだ十分とは言えません。出産・子育て期の女性の離職、非正規労働者の多くが女性であること、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する理想と現実のかい離、女性に対する暴力件数の増加など、様々な場面で問題が生じています。

これらの問題に対応し、性別に関わらず各人の個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、地域をあげて様々な変革に取り組んでいく必要があります。

本市を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題を踏まえながら、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的に男女がともに参画できるまちとなるよう、地域に根差した取り組みを推進していくことが重要です。

そのため、これまでの取り組みの成果と市民意識、社会状況の変化等を踏まえて、第2次勝浦市男女共同参画計画を策定しました。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- (2) この計画は、国・県の男女共同参画計画を踏まえ、勝浦市総合計画はもとより、他の行政計画とも連携を図りながら、その推進を図るものです。
- (3) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねています。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（DV防止法）」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を兼ねています。

- (5) この計画は、男女共同参画の基本理念を明らかにし、その実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより、市民や企業等の理解と協力により、一体的に推進していくものです。
- (6) この計画は、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を基礎資料として、「勝浦市男女共同参画計画策定市民懇話会」の提言等を十分尊重し、策定したものです。

3. 計画の期間

計画期間は2027年度（平成39年度）までの10年間とします。

ただし、国、県の動向や社会情勢の変化及び計画の進捗状況などに応じて、随時必要な見直しを行うこととします。

4. 計画の基本理念

『男女が互いに認め合い、支え合いながら、すべての人が充実して暮らせる社会づくり』をめざします。

日本国憲法は、すべての国民が法の下に平等であることを保障しており、性別などによる差別は禁止され、国・県等では男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画に基づき、様々な取組を推進しています。

しかしながら、依然として男性が優遇されているとの認識が高く、政策・方針決定過程への女性の登用、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶等、取り組むべき課題は多岐にわたっています。

また最近では、「防災」や「安全な暮らし」への関心が高まっており、高齢者や子どもなどとともに、女性の安全確保も重要な課題となっております。

このような現状に対して、勝浦市では男女共同参画社会基本法における基本理念※3を前提に、『男女が互いに認め合い、支え合いながら、すべての人

※3 男女共同参画社会基本法における基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

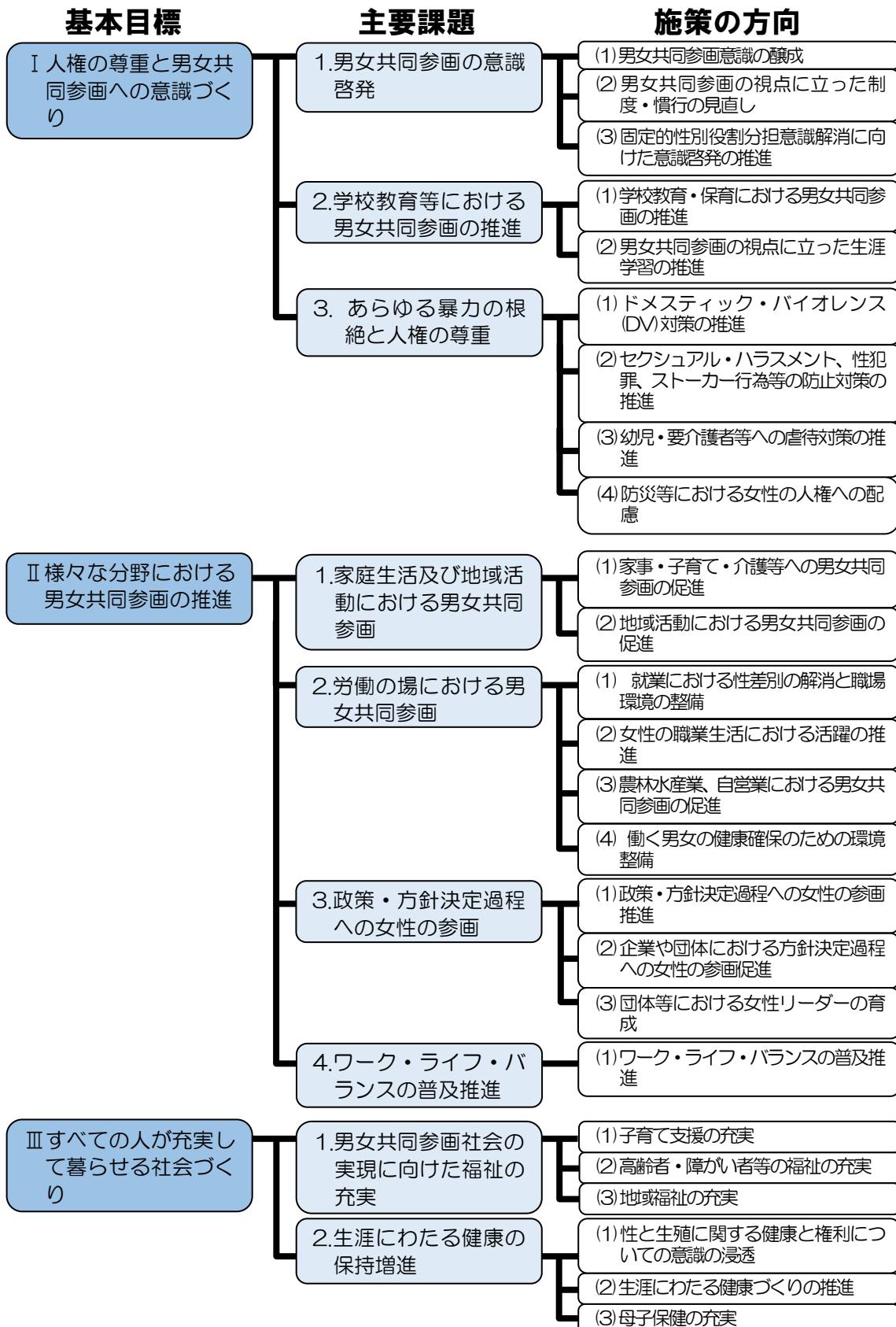
が充実して暮らせる社会づくり』を勝浦市の基本理念に掲げ、これらの問題をなくすことを目標に様々な取組を推進していきます。

5. 計画の推進

男女共同参画計画の実効性を確保するためには、本計画の取組状況について把握に努めることが必要です。

そのため、毎年、計画の進行管理・点検を行い、その結果についてホームページ等により公表することで、市民が本計画の取組について理解・評価できるようにします。

6. 施策の体系



第3章

計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題です。

そのためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。子どもの頃から学校教育はもちろん、生涯学習においてあらゆる世代を対象とした積極的な取り組みを進めていくことが重要です。

また、配偶者などからの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえでの妨げとなっています。一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなくさまざまな嫌がらせも暴力であること等について理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会をつくっていくことが重要です。

主要課題	施策の方向	具体的な取り組み
1.男女共同参画の意識啓発	(1)男女共同参画意識の醸成	・男女共同参画社会づくりの情報提供
		・各種相談に関する情報提供
		・講演会等の開催
	(2)男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	・男女共同参画社会づくりの意識啓発
		・市民意識調査の実施
		・各種団体への協力要請 ・統計情報の整備・公表
	(3)固定的性別役割分担意識解消に向けた意識啓発の推進	・固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発
2.学校教育等における男女共同参画の推進	(1)学校教育・保育における男女共同参画の推進	・男女共同参画教育の推進
		・教職員の研修への参加促進
		・保育士の研修への参加促進
	(2)男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	・生涯学習における学習会の開催
		・子育て中の男女などに配慮した生涯学習の推進 ・講演会等の開催（再掲）
3.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	・DVに対する支援体制の充実
		・DVの未然防止・早期発見などの支援体制の整備
	(2)セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の防止対策の推進	・DV防止法の普及啓発
		・セクシュアル・ハラスメント防止対策のための情報提供
		・性犯罪防止のための環境づくりの推進
		・自主防犯活動の支援

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

主要課題	施策の方向	具体的な取り組み
3.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3) 幼児・要介護者等への虐待対策の推進	・虐待に対する未然防止体制の整備
		・育児相談の充実
		・介護相談の充実
		・障がい者に係る養護相談の充実
	(4) 防災等における女性の人権への配慮	・男女共同参画の視点に立った被災者支援対策の推進

主要課題 1 男女共同参画の意識啓発

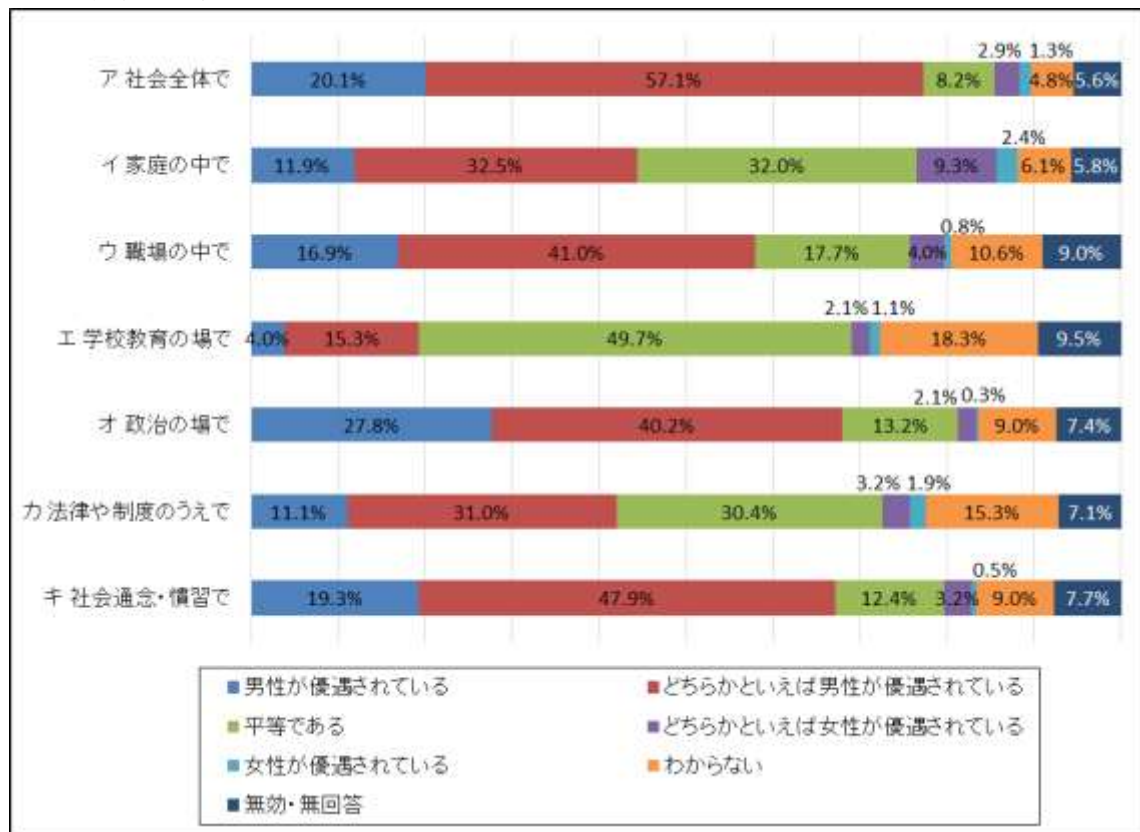
これまでは、女性と男性について、無意識に役割を区別する考え方である固定的性別役割分担意識が家庭や職場などの社会において慣習的に存在し、過去から受け継がれてきました。

現代では女性の社会進出が進みつつあり、更に女性が社会進出することに対する阻害要因の一つである固定的性別役割分担意識を見直すことは必然であるとともに、人権的な観点から、男女が性別にとらわれずに家庭や職場などの社会で活動できる社会を形成することも必要です。

「平成29年度市民意識調査」の結果を見ると、依然として社会のあらゆる場面において男性が優遇されているとの認識があり、今後も意識改革に向けた啓発が必要です（図1）。

これまで家庭や職場などの社会において無意識に受け継いできた慣習や意識を是正し、男女が平等で、互いに認め合うような社会を形成するために、男女共同参画の意識づくりが必要です。

図1 あなたは、次のような場面での男女の地位について、どのように感じますか。（平成29年度市民意識調査より）



(1) 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の意識を広く浸透させるため、広報やホームページを通じた啓発活動の推進に努めます。

No.	具体的な取り組み		担当課
10	男女共同参画社会づくりの情報提供 男女共同参画社会づくりに向け、広報や市ホームページに男女共同参画意識の醸成を図るための様々な情報を掲載し、情報提供の充実に努めます。		企画課
20	各種相談に関する情報提供 市ホームページから、各種相談、通報窓口にリンクできるようにします。		企画課
30	講演会等の開催 市民参加の男女共同参画に関する講演会等を開催します。		企画課 生涯学習課
指標	・講演会等の開催回数	年1回以上	

(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

家庭、地域、職場などのあらゆる場面で男女が自立し、制度や慣行の面で、男女共同参画の視点に立った行政の施策・事業ができるように見直しを推進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
40	男女共同参画社会づくりの意識啓発 男女共同参画に関するパンフレット等を作成し、男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。	企画課
50	市民意識調査の実施 計画を見直す際には、男女共同参画の現状を把握するため、市民アンケートなどの意識調査を実施します。	企画課
60	各種団体への協力要請 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しなど、行政の施策・事業ができるように各種団体への協力を要請します。	関係各課
70	統計情報の整備・公表 勝浦市の統計情報「数字で見る勝浦市の姿」について、男女別データの整備・公表します。	企画課

(3) 固定的性別役割分担意識解消に向けた意識啓発の推進

女性と男性が家庭において相互に認め合い、協力し合うことができるように、意識面での改革を推進するための啓発を推進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
80	固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発 固定的性別役割分担意識の解消に向けたパンフレット等を配布して、男女の性別にとらわれずお互いを認め合えるような意識啓発を推進します。	企画課

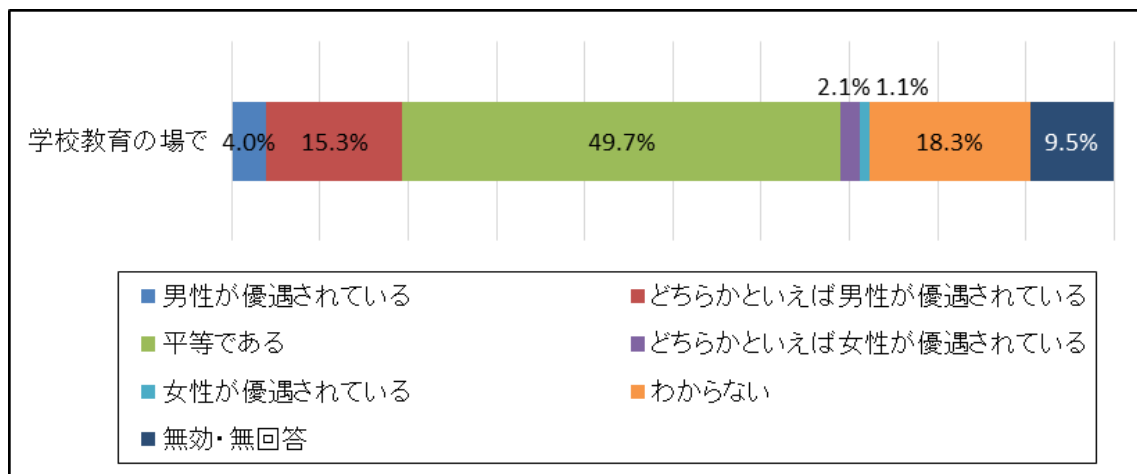
主要課題2 学校教育等における男女共同参画の推進

性の違いを理解したうえで、互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基盤となるものです。男女平等についての価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、子どもをとりまく大人たちの役割は非常に重要です。

「平成29年度市民意識調査」の結果を見ると、学校教育の場において「男女平等である」と感じている人の割合は49.7%でした（図2）。これは他の分野と比べると高い割合といえますが、学校における制度・慣行や教職員の言動を通して、無意識のうちに子どもたちに性別に基づく役割分担が期待されることもあるため、教職員への継続的な研修が必要です。

また、家庭や地域においても固定的性別役割分担意識が依然として残っています。大人たちの考えの影響により子どもたちの将来が固定化されることのないよう、大人たちが積極的に男女共同参画について理解し、子どもとともに考え、さまざまな活動に参画していくことが求められています。

図2 あなたは、次のような場面での男女の地位について、どのように感じますか。（平成29年度市民意識調査より）



(1) 学校教育・保育における男女共同参画の推進

学校教育・保育の場で、男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進します。

また、教職員・保育士が男女共同参画の視点を取り入れた研修への参加を促進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
90	男女共同参画教育の推進 男女共同参画の視点に立った健康教育・家庭科教育等の学習を推進します。また、個々が職業観を養えるように職場体験学習を実施します。	学校教育課
100	教職員の研修への参加促進 教職員に男女共同参画の視点を取り入れた研修への参加を促進します。	学校教育課
110	保育士の研修への参加促進 保育士に男女共同参画の視点を取り入れた研修への参加を促進します。	福祉課

(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

女性と男性がともに活躍できる社会を実現するため、男女共同参画の視点に立った講習会等を開催し、学習機会の充実を図ります。

No.	具体的な取り組み	担当課
120	生涯学習における学習会の開催 生涯学習として男女共同参画に関する学習会を開催します。	生涯学習課
130	子育て中の男女などに配慮した生涯学習の推進 働く男女や子育て中の男女の参加に配慮した生涯学習を推進します。	生涯学習課
30	講演会等の開催(再掲) 市民参加の男女共同参画に関する講演会等を開催します。	企画課 生涯学習課

主要課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）※4 やストーカー行為、職場等によるハラスメント、幼児虐待や高齢者・障害者への虐待等、さまざまな暴力が深刻な社会問題になっています。

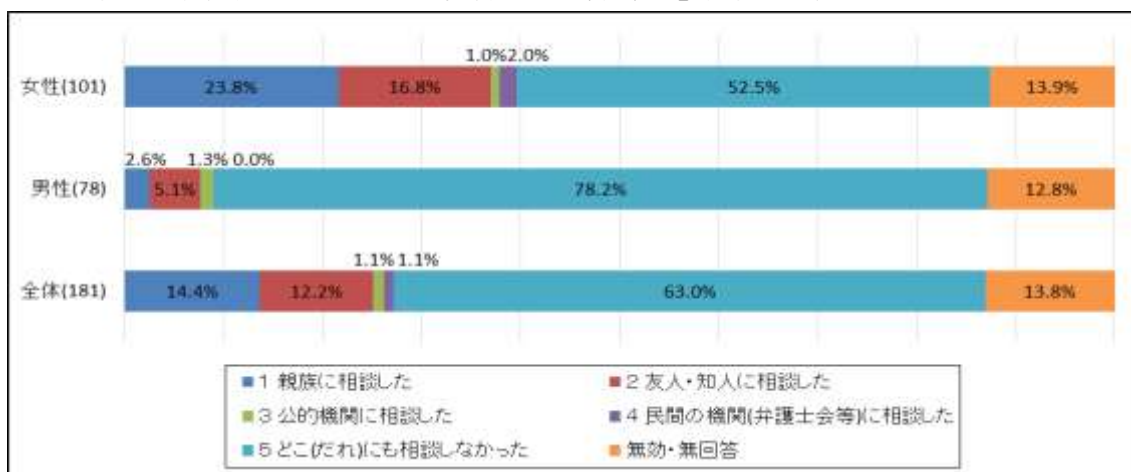
暴力の被害者は男性であることもありますが、その多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る男性優位の考え方や、男女の体力の差等が主な要因であると考えられています。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。特に子どものいる家庭における暴力は、被害者本人の尊厳を傷つけるだけでなく、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えることもあります。

新たな被害者を生まないためにも、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなくさまざまな嫌がらせも暴力であること等について理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会をつくっていくことが重要です。

また、「平成29年度市民意識調査」の結果を見ると、暴力を経験した人の半数以上が誰にも相談せず、公的機関に相談したという人は非常に少ないのが現状です（図3）。被害に遭った人たちが、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥ることのないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりや、警察や関係機関等との連携による支援体制の整備に取り組む必要があります。

図3 （配偶者間・恋人間での暴力を経験したことがあるという方に）あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（平成29年度市民意識調査より）



※4 ドメスティック・バイオレンス（DV） 夫婦や恋人などの親密な関係にある人からふられる暴力のこと。これまでは、家庭内で起こる暴力は個人的な問題として処理されていたが、人権侵害として社会的問題と認識されるようになった。2001年（平成13年）10月から「DV防止法」が施行され、被害者への相談や一時保護、カウンセリングなどの体制が強化された。

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進

ドメスティック・バイオレンス防止法の普及啓発や被害者を保護するために関係機関との連携を強化することで、未然防止、被害者支援体制の整備を推進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
140	DV に対する支援体制の充実 女性サポートセンター等関係機関との連携を図り、その支援体制の充実を図ります。	企画課 福祉課 市民課
150	DV の未然防止・早期発見などの支援体制の整備 警察等との連携を強化し、ドメスティック・バイオレンスの未然防止、早期発見、被害者支援の体制を整備します。	企画課 福祉課 市民課
160	DV 防止法の普及啓発 関係機関と連携し、法の普及啓発に努めます。	企画課 福祉課 市民課



※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を平成13年に策定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせて腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

(2) セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の防止対策の推進

女性の人権を尊重するという視点から、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など、女性に対する暴力の根絶に向けた情報提供を行うとともに、性犯罪を防止する環境づくりの推進に努めます。

No.	具体的な取り組み	担当課
170	セクシュアル・ハラスメント防止対策のための情報提供 雇用の場はもとより市民生活の場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策のための情報提供に努めます。	企画課
180	性犯罪防止のための環境づくりの推進 通学路等に風俗看板や有害図書等がないよう調査をする。また、防犯灯等の整備を計画的に推進し、夜間、安心して歩くことができる環境づくりに努めます。	消防防災課 学校教育課
190	自主防犯活動の支援 自治会や小・中学校 PTA 等の自主的な防犯パトロールを支援し、地域や関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、法の普及促進に努めます。	学校教育課 生涯学習課 消防防災課

(3) 幼児・要介護者等への虐待対策の推進

虐待未然防止体制の整備を推進し、子育てや介護等に関する相談の充実に努めます。

No.	具体的な取り組み	担当課
200	虐待に対する未然防止体制の整備 児童虐待、要介護者虐待、障がい者虐待防止について、啓発を図るとともに、虐待の早期発見、早期対応を図るために体制を強化します。	福祉課 高齢者支援課
210	育児相談の充実 育児不安のある家庭に対し、保健師等による相談体制を強化します。	福祉課
220	介護相談の充実 介護不安のある家庭に対し、相談体制を強化します。	高齢者支援課
230	障がい者に係る擁護相談の充実 障がい者への虐待に対する相談体制を強化します。	福祉課

(4) 防災等における女性の人権への配慮

被災・災害復興時において、男女共同参画の視点に立った被災者支援を図り、安全・安心の確保に努めます。

No.	具体的な取り組み	担当課
240	男女共同参画の視点に立った被災者支援対策の推進 災害で被災した人のうち、特に支援が必要な妊産婦等を対象とした避難施設を整備するとともに、女性等に配慮した備蓄品等の整備を進め、安全・安心の確保に努めます。	消防防災課 福祉課

基本目標Ⅱ 様々な分野における男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識により、家事・育児等における役割の多くを女性が担っています。一方、男性においては、長時間労働などを特徴とする働き方が依然として根付いており、家庭や地域社会とのかかわりは薄くなっています。

このような中で、男女がともに働き方・暮らし方・意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児等へ参画し、地域社会への貢献や自己啓発等あらゆる場面において活躍できる、ワーク・ライフ・バランスが図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現が求められています。

主要課題	施策の方向	具体的な取り組み
1.家庭生活及び地域活動における男女共同参画	(1)家事・子育て・介護等への男女共同参画の促進	・家事・子育て・介護等に関するセミナーの開催
		・家庭生活における男女共同参画教育の推進
	(2)地域活動における男女共同参画の促進	・子育て等の環境づくりの支援
		・市民団体・グループへの活動支援
		・防災における男女共同参画の推進
2.労働の場における男女共同参画	(1)就業における性差別の解消と職場環境の整備	・防災訓練・講習会の開催支援
		・企業・事業所等に対する情報提供
		・雇用の場における男女共同参画の促進
		・育児・介護休業法の周知
	(2)女性の職業生活における活躍の推進	・勝浦市子ども・子育て支援事業計画の周知
		・企業・事業所等に対する情報提供（再掲）
		・市職員の女性登用の推進
		・就労を希望する女性の支援
	(3)農林水産業、自営業における男女共同参画の促進	・農林水産分野における女性の経営参画の促進
		・家族経営協定の普及促進
		・労働環境改善の啓発
		・女性の経営参画の促進による多様な魅力ある経営の実践
		・農山漁村に係る審議会等の女性参画の促進
(4)働く男女の健康確保のための環境整備	・女性農林漁業者の作業環境の整備の推進	
	・職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進	
3.政策・方針決定過程への女性の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	・審議会等の女性参画の推進
		・職員研修の実施
		・女性の参画状況調査の実施
	(2)企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進	・各種団体への啓発
		・ポジティブ・アクションの周知啓発
(3)団体等における女性リーダーの育成	・先進事例等の情報提供	
4.ワーク・ライフ・バランスの普及推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及推進	・市民へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発
		・市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発
		・市役所の職場環境の整備

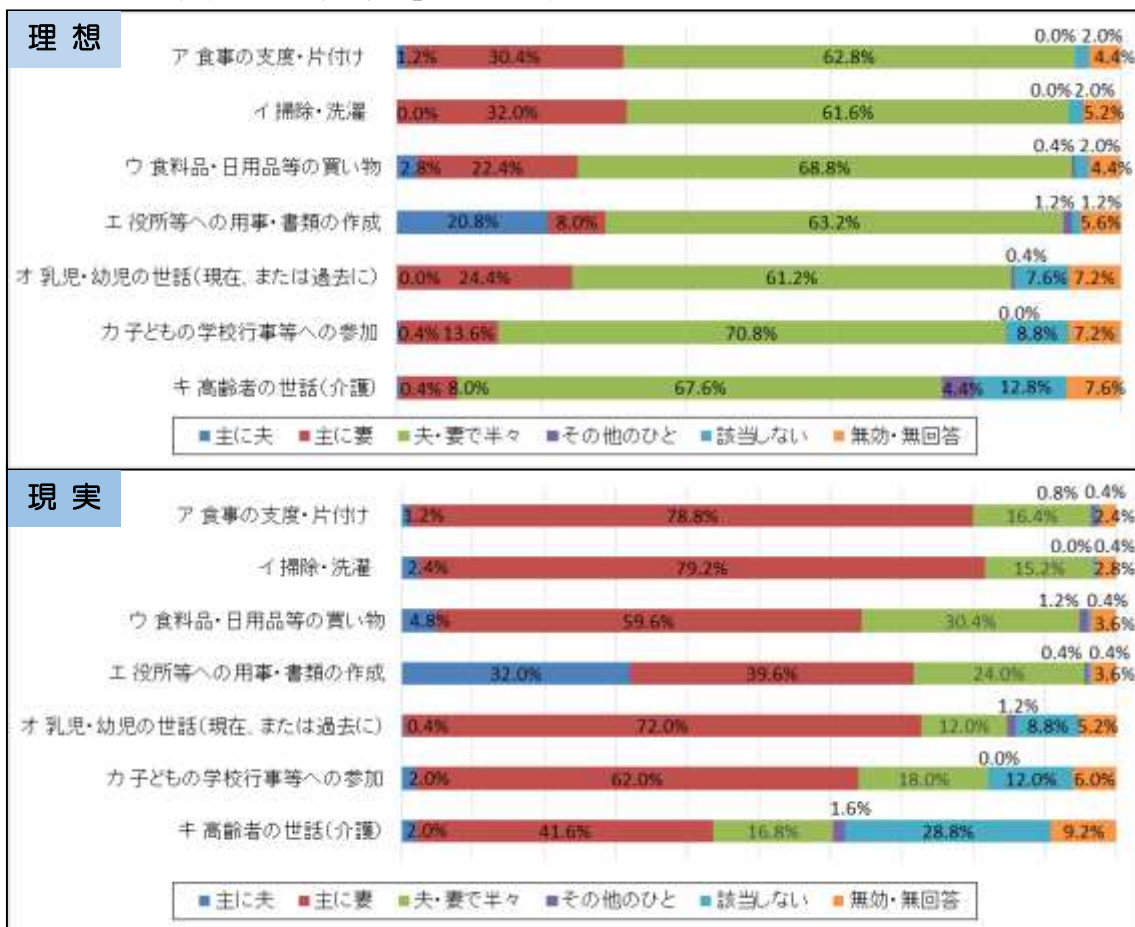
主要課題1 家庭生活及び地域活動における男女共同参画

核家族化や高齢化の進展等により、育児や介護などに対する家族の負担がますます増えていく時代となってきていますが、家事・子育て・介護等においては女性（妻）が担っているのが現状です。「平成29年度市民意識調査」の結果を見ると、家庭における役割は夫と妻が平等に担うことが理想としながら、実際には妻が担っていることがわかります（図4）。

しかし、ライフスタイルの多様化が進んでおり、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮し、家庭生活と仕事や地域活動など、対等に参画できるようにすることが必要です。

また、地域は家庭とともにもっとも身近な暮らしの場であり、地域活動における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たしています。

図4 あなたの家庭の役割分担について、あなたの現実と理想にいちばん近いものを、次の中から選んでください。（平成29年度市民意識調査より）



(1) 家事・子育て・介護等への男女共同参画の促進

家事・子育て・介護等に関する講座・教室等を開催し、家庭における男女共同参画の啓発活動を促進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
250	家事・子育て・介護等に関するセミナーの開催 家事・子育て・介護等に関する講座、教室、セミナー等を企画し、男女共同参画の実現を図ります。	生涯学習課 高齢者支援課 福祉課
260	家庭生活における男女共同参画教育の推進 家庭科や総合的な学習の時間の授業等で家庭生活に必要な技術の習得と実践的・積極的に行う意識を育てます。	学校教育課
270	子育て等の環境づくりの支援 保護者が妊娠・出産・子育てについて理解を深め、協力して子育てが行える環境づくりを支援します。	福祉課

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

地域コミュニティの様々な活動における男女共同参画を推進します。

また、地域の消防・防災力の中核的な存在である消防団について、女性の入団促進や装備品の整備など、消防団の活性化の取組を支援するとともに、自主防災組織などが実施する防災訓練などにおける男女共同参画の取組を支援します。

No.	具体的な取り組み	担当課
280	市民団体・グループへの活動支援 男女共同参画の視点に立った市民団体や地域のリーダーの育成に努め、市民による自立的・主体的な市民活動を支援します。	企画課
290	防災における男女共同参画の推進 男女双方の視点に立った地域の防災対策を促進するとともに、女性消防団員の入団を促進し、活動を支援します。	消防防災課
300	防災訓練・講習会の開催支援 自主防災組織などが実施する防災訓練・講習会における男女共同参画の取組を支援します。	消防防災課

主要課題2 労働の場における男女共同参画

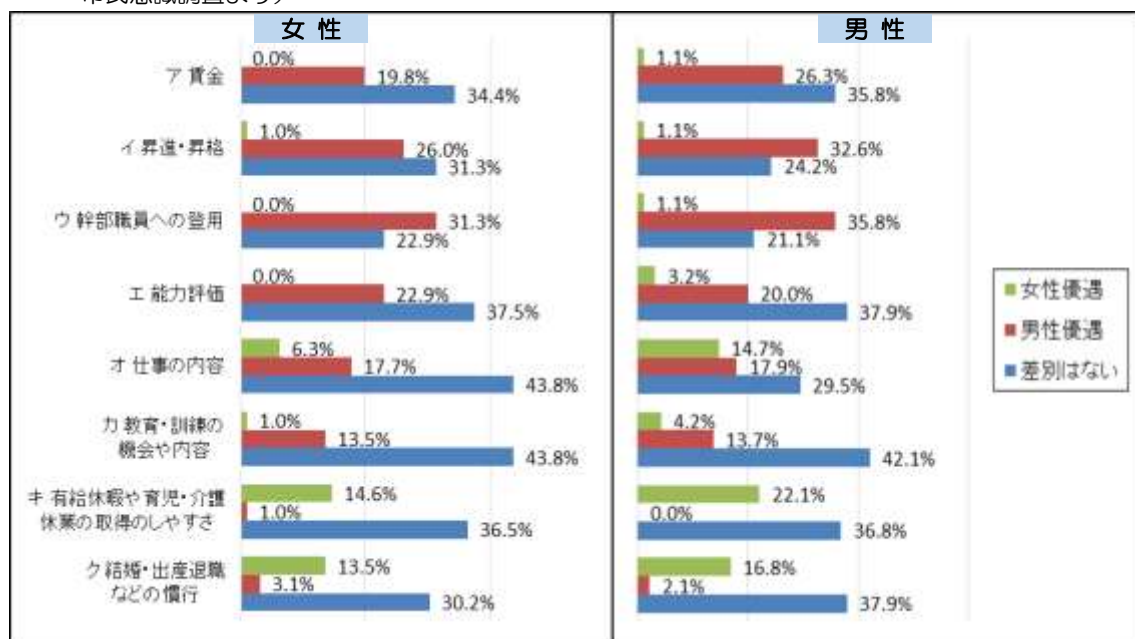
労働の場における男女共同参画は、1985年（昭和60年）に男女雇用機会均等法が公布され、法的な整備はされてきましたが、農林水産業を含めた自営業主や勤務者などで、雇用、待遇、昇進の面での男女格差は未だ存在し、実質的な男女共同参画は達成されていないのが現状です。

「平成29年度市民意識調査」の結果を見ると、特に幹部職員への登用に関して男性が優遇されていると回答した割合が高くなっています（図5）。

働く女性に関しては仕事と家庭の労働を行っている状況から、農林水産業では夫婦間の労働のあり方については、家族経営協定※5により夫婦間の労働環境の改善を図る必要もあります。

また、働く女性が妊娠・出産・育児などにかかわらず継続して働くことのできる環境の整備など、就業における男女共同参画を推進することが必要です。

図5 あなたの職場では、仕事の内容や待遇の面で、性別による差別はあると思いますか。（平成29年度市民意識調査より）



※5 家族経営協定 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

(1) 就業における性差別の解消と職場環境の整備

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進し、男性も女性も働きやすい職場環境の整備を図ります。

No.	具体的な取り組み	担当課
310	企業・事業所等に対する情報提供 男女共同参画社会の実現と女性の雇用拡大を目指し、企業・事業所等における男女共同参画の推進を図るための情報提供を行い、男女共同参画意識の浸透を図ります。	企画課 観光商工課
320	雇用の場における男女共同参画の促進 男女雇用機会均等法・労働基準法などの法制度の周知、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※6 防止の周知、ポジティブ・アクション※7 を推進します。	総務課 企画課 観光商工課
330	育児・介護休業法の周知 市民や事業所に対して育児・介護休業に関する法制度の周知を図ります。	企画課
340	勝浦市子ども・子育て支援事業計画※8 の周知 勝浦市の子ども・子育て支援などの基本的方向及び目標を示した『勝浦市子ども・子育て支援事業計画』の周知を図ります。	福祉課

※6 セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流したり、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真を掲示したりするなど、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行うことで、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させたりすることがあります。

※7 ポジティブ・アクション（積極的改善措置） 男女が対等な構成員として自らの意思によって社会における活動に参画するとき、男女間の格差を改善するために男女のどちらかに機会を積極的に提供すること。「Affirmative Action」（肯定的措置）と「Positive Discrimination」（肯定的差別）を融合した和製英語。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

※8 勝浦市子ども・子育て支援事業計画 「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的とし、すべての子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」を円滑に実施していくために、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5か年を計画期間とする「勝浦市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進

職業生活における男女間の格差は、女性の採用・登用面の障害によって生じることが多い実状を踏まえ、職場における男女間の格差是正、ポジティブ・アクションの促進を図ります。

No.	具体的な取り組み		担当課
320	企業・事業所等に対する情報提供（再掲） 男女共同参画社会の実現と女性の雇用拡大を目指し、企業・事業所等における男女共同参画の推進を図るための情報提供を行い、男女共同参画意識の浸透を図ります。		企画課 観光商工課
350	市職員の女性登用の推進 市職員の女性の採用や女性管理職の登用、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。		総務課
指標	・一般行政職における採用者の女性の割合 ・職員に占める女性の割合 ・係長級にある職員に占める女性の割合	30%以上 42%以上 10%以上	
360	就労を希望する女性の支援 広報誌・ホームページを利用し、女性の就職・再就職等のための情報提供を充実させます。		企画課 観光商工課

(3) 農林水産業、自営業における男女共同参画の促進

家族経営協定の締結支援や技術向上のための学習講座への参加を呼びかけるなど、女性が関わる農業経営、漁業経営の発展及び充実に努めます。

No.	具体的な取り組み	担当課
370	農林水産分野における女性の経営参画の促進 魅力ある農林業及び水産業を構築するための一環として男女を問わず持てる能力を十分に発揮し、評価され、意思決定に参画できるようなパートナーシップの確立を図ります。	農林水産課
380	家族経営協定の普及促進 役割と責任を明確化し、性別を問わず意欲をもって取り組めるように、家族経営協定の締結促進に向けて周知を図ります。	農林水産課
390	労働環境改善の啓発 農協、漁協並びに商工会との連携により、農林業、水産業並びに自営業における労働環境改善に向けた啓発を推進します。	農林水産課 観光商工課
400	女性の経営参画の促進による多様な魅力ある経営の実践 経営者としての自覚や経営に対する意識の向上と経営活動への参画促進を図り、勝浦市の特徴を生かした、地域の多様な魅力ある経営の実践・拡大を促進します。	農林水産課
410	農山漁村に関係する審議会等の女性参画の促進 農山漁村に関係する審議会、農協、漁協、農業委員会における女性の参画や農村環境資源の向上活動等への積極的参加を促進します。	農林水産課 農業委員会
420	女性農林漁業者の作業環境の整備の推進 女性の農林漁業者が働きやすい作業環境の整備を推進します。	農林水産課

(4) 働く男女の健康確保のための環境整備

労働者の心の健康問題が、本人のみならず、家族などに与える影響が大きくなっていることから、職場における働く男女の健康確保のため、メンタルヘルスに関するセミナーを開催するなど、心の健康づくりを推進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
430	職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進 市の職員を対象にしたストレスチェックを行うなど、心の健康づくりを推進します。	総務課

主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画

女性も男性も、性別にとらわれることなく互いに尊重し、社会の対等な構成員として活躍するためには、政策・方針決定過程への女性の参画は必要です。

政治の場における政策・方針決定過程では、審議会やさまざまな委員会が大きな役割となっていますが、勝浦市における審議会等※9の委員に占める女性の割合は2012年（平成24年）には9.8%だったのに対し、2017年（平成29年）4月1日現在では16.5%と増加傾向にあります（図6）。

しかし、国が掲げる女性の登用率の目標は2020年（平成32年）までに、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満とまらない状態を達成するよう努めることとされており、勝浦市とのかい離は依然大きく、今後も審議会等の委員について女性の登用率を上げる取組が必要です。

企業や民間団体でも経営者や管理職等についても、男性の占める割合が高い傾向にあるといわれ、女性を経営や管理職に登用するように働きかけることも男女共同参画社会の実現に必要です。

行政においては、男女共同参画社会実現のために、女性の登用や関連の職員研修の充実などの取組も必要です。

図6 審議会等における女性委員の登用状況（平成29年4月1日現在）

審議会等		委 員 数			備 考
総 数	うち女性委員の いるもの	総 数	うち女性委員数		
			委員数	割合	
		人	人	%	法律・条例・規則・要綱等で設置されているもの
33	25	284	47	16.5	

※9 審議会等 法律・政令・条例に基づき設置されている審議会、審査会、協議会、委員会、推薦会のこと。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

審議会等委員や市職員に対する女性の登用など、女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進します。

No.	具体的な取り組み		担当課
440 指標	審議会等の女性参画の推進 審議会等の委員について、女性委員の参加を推進します。		関係各課
	・ 審議会等における女性委員の登用率	25%以上	
450	職員研修の実施 職員の研修会において、男女共同参画の視点を盛り込んだ研修の実施に努めます。		総務課 企画課
460	女性の参画状況調査の実施 審議会等の女性参画状況について、調査を行います。		企画課

(2) 企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進

女性の参画拡大について各種団体等への要請や法制度の周知を行い、女性の方針決定過程への参画を促進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
470	各種団体への啓発 各種団体等へ女性の方針決定過程への参画促進を要請していきます。	関係各課
480	ポジティブ・アクションの周知啓発 各種団体等における役員等への女性への参画を促進するため、いわゆる「ポジティブ・アクション」について周知することにより、市民の意識の醸成を図ります。	企画課



(3) 団体等における女性リーダーの育成

運営や方針決定の場への女性の参画が進むように、先進事例を紹介するなど、女性の能力向上のための情報提供に努めます。

No.	具体的な取り組み	担当課
490	先進事例等の情報提供 女性が活躍している団体等の先進事例を紹介し、団体での活動に女性の能力が生かせるように支援します。	企画課 生涯学習課

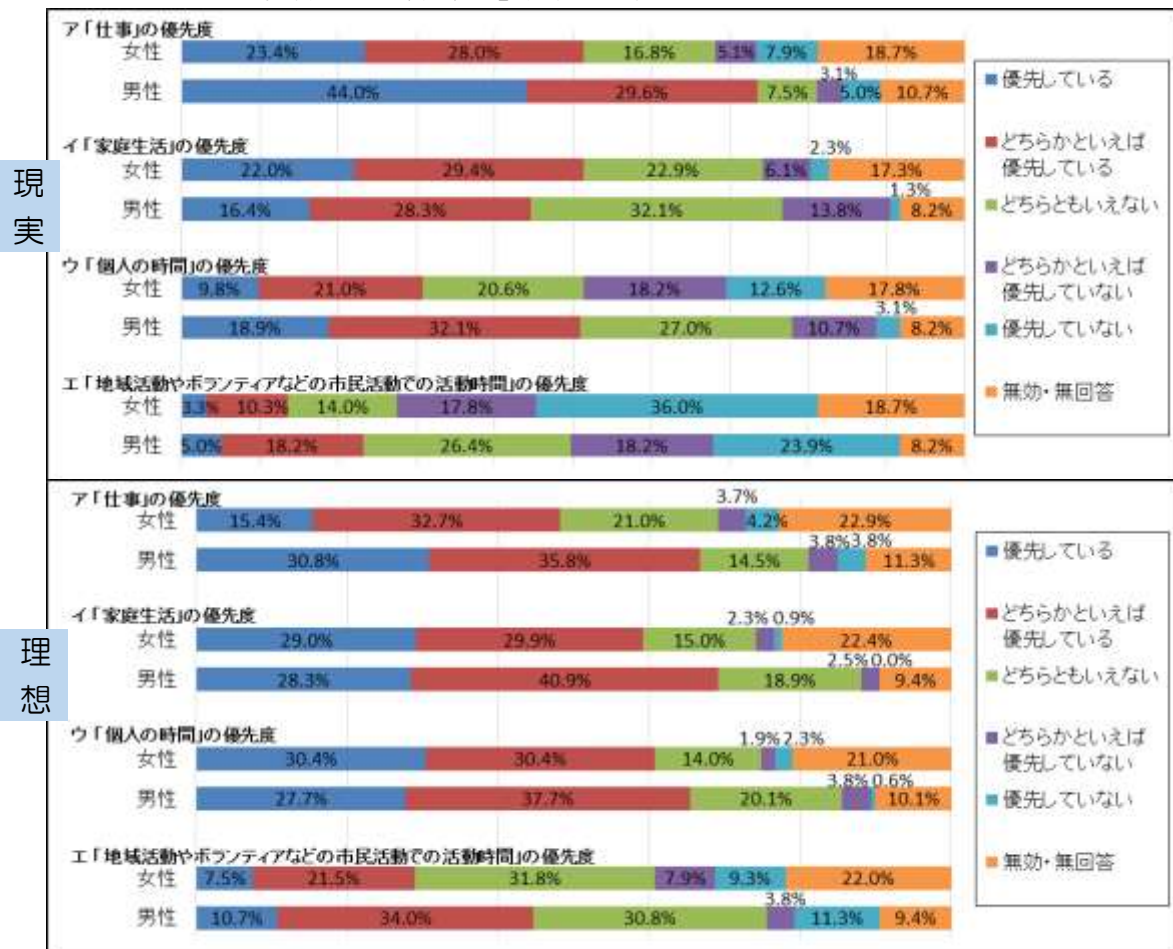
主要課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及推進

仕事と生活の調和を実現するためには、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることが重要です。

しかし、「平成29年度市民意識調査」の結果を見ると、仕事、家庭生活、個人の時間、地域活動やボランティアなどの市民活動など、自身の生活の優先度について、男女とも理想と現実の間に開きがあります（図7）。

女性が出産・育児等にかかわらず働き続けることができ、男女ともに自らの希望する働き方・生き方を選択できるようにするため、長時間労働の削減などの男性中心型の労働慣行の変革や仕事と家庭の両立支援制度の充実等の職場環境整備を促す必要があります。

図7 あなたの生活における優先度について、あなたの現実と理想にいちばん近いものを、次の中から選んでください。（平成29年度市民意識調査より）



(1) ワーク・ライフ・バランスの普及推進

多様な働き方がある中で、一人ひとりが能力を十分に発揮することができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。

No.	具体的な取り組み	担当課
500	市民へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発 広報やホームページを活用し、市民へワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。	企画課
510	市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内事業所に対して関係機関と連携し、啓発に努めます。	企画課
520	市役所の職場環境の整備 職員が、仕事と家庭生活を両立しやすい職場の雰囲気や環境の整備を各職場に働きかけます。	総務課

ひとつ「働き方」を変えてみよう！



カエル！ ジャパン
Change! JPN

ワーク・ライフ・バランスの
シンボルマーク

ーこんな思いで、キャンペーンははじまりますー
 自分にとって心地いい働き方が
 周りのみんなにも心地よく響くといいね。
 ひとりひとりが、仕事も、人生も、
 めいっぱいいたのしめる
 そんな会社や社会になるといいね。
 たとえば「会議はみんなで1時間と決めてみる」とか
 「朝、ToDoリストを作ってみる」とか・・・
 働き方を変えることで
 プライベートをたのしむ時間をつくり出す。
 社長も、ベテランも、新人も、
 サラリーマンも、ワーキングマザーも・・・
 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」
 の実現に向けて、仕事のやり方を何かひとつ、
 今日から変えてみませんか？

基本目標Ⅲ すべての人が充実して暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす環境づくりが必要です。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていく必要があります。

男女がお互いに対する理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主要課題	施策の方向	具体的な取り組み
1.男女共同参画社会の実現に向けた福祉の充実	(1)子育て支援の充実	・勝浦市子ども・子育て支援事業の実施
		・育児講座の開催
		・子育て支援相談窓口事業
		・児童館事業
		・放課後児童健全育成事業
		・つどいの広場事業
		・子どもと親の相談員活用事業
		・子ども会育成交流事業
		・青少年のつどい大会の開催
		・中学生海外派遣事業
		・子どもが安心して下校できる環境づくりの実施
		・ひとり親家庭等医療費等助成事業
		・子ども医療費助成事業
		・保育環境の充実
		・公園・広場の整備
		・青少年の心の育成啓発事業
	(2)高齢者・障がい者等の福祉の充実	・高齢者の自立支援サービスの充実
		・高齢者の生きがいづくり事業
		・高齢者の健康保持増進の支援
		・サービス事業者研修会等の開催
	(3)地域福祉の充実	・障がい福祉サービスの実施
		・ボランティア団体活動支援事業
		・予約制乗合タクシー運行事業
		・地域支え合い体制づくり事業
2.生涯にわたる健康の保持増進	(1)性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及
		・性感染症等の防止と知識の普及
		・心と身体の健康教室の推進
		・薬物乱用防止の普及啓発
	(2)生涯にわたる健康づくりの推進	・LGBT(性的少数者)に関する理解の促進
		・各種検診の実施
		・疾病予防及び介護予防の推進
		・健康相談の推進
		・自殺対策の推進

第3章 計画の内容

基本目標Ⅲ すべての人が充実して暮らせる社会づくり

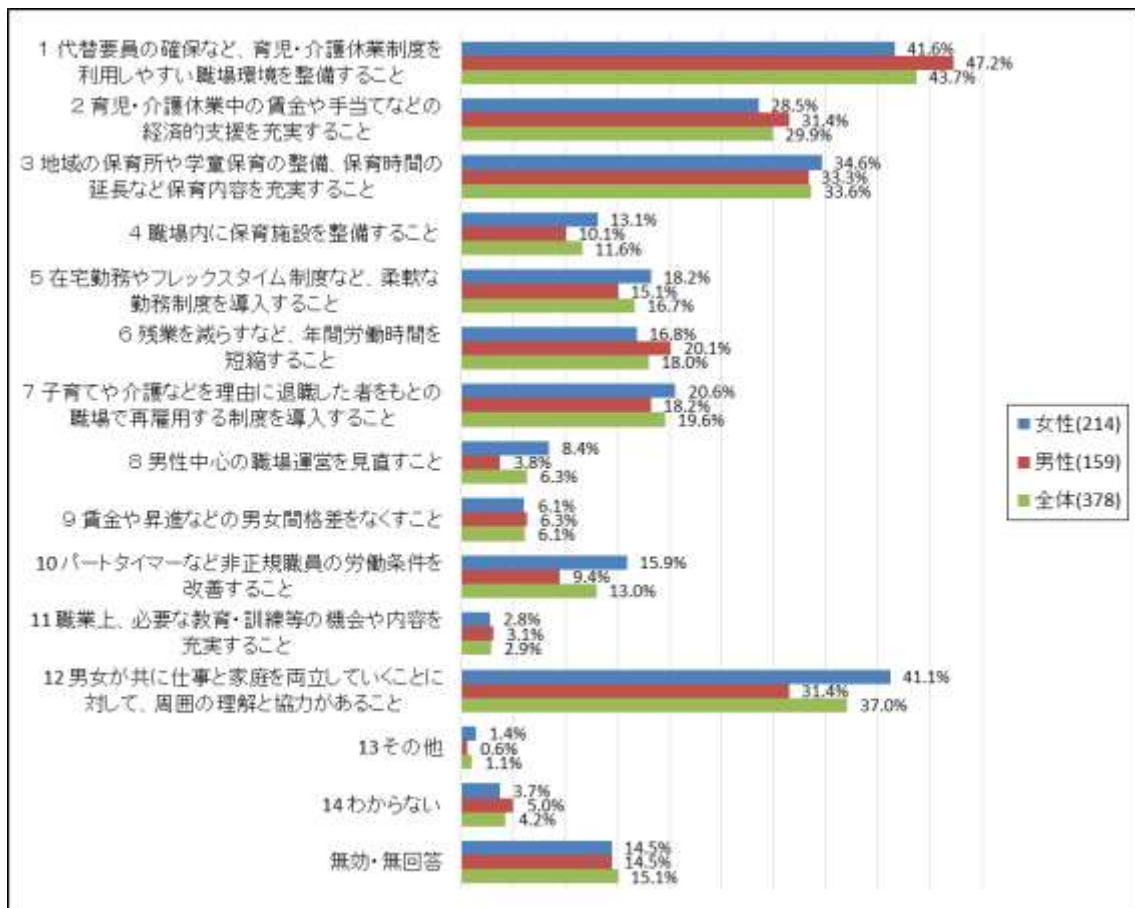
主要課題	施策の方向	具体的な取り組み
2.生涯にわたる健康の保持増進	(3) 母子保健の充実	・ 妊産婦・乳幼児訪問指導の推進
		・ 母子保健指導と個別支援の実施
		・ 母子交流機会の提供

主要課題1 男女共同参画社会の実現に向けた福祉の充実

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていく必要があります。

「平成29年度市民意識調査」の結果を見ると、男女が共に仕事と家庭を両立していくために、代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境を整備することや、育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実することなどのニーズがあることがわかります（図8）。

図8 一般的に、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか。（平成29年度市民意識調査より）



(1) 子育て支援の充実

安心して子育てを行えるよう子育てに関する情報提供や相談できる体制を充実し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
530	勝浦市子ども・子育て支援事業の実施 女性の就労率の向上により、保育ニーズはますます高まることが予想されることから、「勝浦市子ども・子育て支援事業計画」に即した保育サービスの充実を図り、子育てを支援します。	福祉課
540	育児講座の開催 保育所児童、乳幼児を持つ保護者等に対し、育児講座などを開催します。	福祉課
550	子育て支援相談窓口事業 各保育所の保育を充実させるとともに、保護者等が相談できる体制の充実を図ります。	福祉課
560	児童館事業 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするため、各種事業を実施します。	福祉課
570	放課後児童健全育成事業 昼間保護者のいない家庭の児童の安全確保と遊びを通しての健全育成を図ります。	福祉課
580	つどいの広場事業 育児中の親子がつどい、お互いの悩みを話し合うなど、交流することにより子育ての負担の軽減を図ります。	福祉課
590	子どもと親の相談員活用事業 小学校に子どもと親の相談員を配置し、児童指導及び保護者の相談に対応するとともに、家庭教育学級を開催し、地域・学校・家庭が一体となって、子どもたちの健全な育成を支援します。	学校教育課 生涯学習課
600	子ども会育成交流事業 単位子ども会の交流会を開催し、子ども会の育成を図ります。	生涯学習課

No.	具体的な取り組み	担当課
610	青少年のつどい大会の開催 ソフトボール大会、ミニバスケットボール大会など各種青少年の大会を開催します。	生涯学習課
620	中学生海外派遣事業 国際化に対応し、中学生の海外派遣を推進します。	学校教育課
630	子どもが安心して下校できる環境づくりの実施 「子ども見守り隊」とともに、子どもが安心して下校できる環境をつくれます。また、子どもがいつでも助けを求められる「子ども110番」の協力者を継続的に募集するとともに、子どもへの周知を図ります。	学校教育課
640	ひとり親家庭等医療費等助成事業 ひとり親家庭等の自立と生活の安定のために、医療費等の助成や児童扶養手当の支給等により、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
650	子ども医療費助成事業 中学校修了前までの子どもの医療費を助成し、子育て支援を図ります。	福祉課
660	保育環境の充実 保護者の理解を得ながら、保育施設の再編・整備を推進し、保育環境の充実を図ります。	福祉課
670	公園・広場の整備 子どもから高齢者まで多様な年代の市民などが憩いの場所として利用できる公園や広場の整備を推進します。	都市建設課
680	青少年の心の育成啓発事業 青少年相談員、学校及び保護者が協力し、心の育成啓発を図るとともに、関係機関との連携の下、社会環境の浄化を促進し、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課

(2) 高齢者・障がい者等の福祉の充実

各種福祉サービスの充実を図り、高齢者・障がい者が生きがいを持って生活できるよう日常生活を支援するとともに、介護をする家族等の負担の軽減を図ります。

No.	具体的な取り組み	担当課
690	高齢者の自立支援サービスの充実 高齢者の身体機能の維持や日常生活の自立を支援するため、各種福祉サービスの充実を図ります。	高齢者支援課 福祉課
700	高齢者の生きがいづくり事業 高齢者が生きがいをもって暮らし、積極的に地域活動にも参加できることを目的に各種事業を行います。	高齢者支援課 観光商工課
710	高齢者の健康保持増進の支援 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	高齢者支援課
720	サービス事業者研修会等の開催 利用者ニーズの変化に対応したサービスの質の確保・向上のため、サービス事業者研修会等を開催します。	高齢者支援課
730	障がい福祉サービスの充実 障がい者本人の自己選択や自己決定を尊重した障がい福祉サービスの提供や、障がい者の日常生活を支援するため、各種事業の充実を図ります。	福祉課

(3) 地域福祉の充実

社会福祉協議会などと連携し、地域の福祉活動促進のための啓発活動や支援を行い、市民の福祉増進を図ります。

No.	具体的な取り組み	担当課
740	ボランティア団体活動支援事業 社会福祉協議会が行う相談活動やボランティア活動等を促進し、市民の福祉増進を図ります。	福祉課
750	予約制乗合タクシー運行事業 路線バスの状況を勘案しつつ、公共交通空白地区等を中心とした予約制乗合タクシーを運行します。	企画課
760	地域支え合い体制づくり事業 自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者などとの協働により、人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援し、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ります。	福祉課

主要課題 2 生涯にわたる健康の保持増進

男女が生涯にわたってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠です。

特に、女性は妊娠や出産に伴う身体的特性を持っているため、人生の各段階に応じた適切な健康維持ができるよう対策を進めるとともに、次世代を担う子どもを産み育てることについて女性も男性もともに認識を深め、それぞれの健康状態に応じた心と身体健康づくりに取り組む必要があります。

また、心と身体健康保持・増進についての考え方も変わってきているため、子どもから高齢者まで、人生の各段階に応じた栄養・運動・医療等についての正しい知識を持ち、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上やスポーツを通じての健康増進などを図る必要があります。

(1) 性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点に基づき、女性も男性も、自らの心と体の健康を管理できるように正しい知識の普及を図ります。

また、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、LGBT（性的少数者）※10に関する正しい情報の提供を行います。

No.	具体的な取り組み	担当課
770	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの知識の普及 性と生殖に関する正しい知識と意識の浸透を図るため、情報の提供と知識の普及・啓発を図ります。	市民課 学校教育課
780	性感染症等の防止と知識の普及 エイズに対する偏見をなくし、性感染症等の防止を図るため、正しい知識の普及を図ります。	市民課 学校教育課
790	心と身体 の健康教育の推進 10代の若年出産や人工中絶、性感染症が増加していることから、関係機関と連携を図り、思春期からの心と身体 の健康教育を推進します。	市民課 学校教育課
800	薬物乱用防止の普及啓発 薬物乱用を許さない社会づくりのため、薬物乱用の影響に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。	市民課 学校教育課
810	LGBT（性的少数者）に関する理解の促進 誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、LGBT に関する正しい情報の提供を行います。	企画課

※10LGBT（性的少数者） 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々のことを指す。

LGBT：レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、
 ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、
 バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、
 トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害など、
 の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

(2) 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたる様々な健康上の問題に対応できるよう、各種検診、相談体制を整備するとともに、全国で年間約3万人に上る自殺に係る対策を県等との連携により推進します。

No.	具体的な取り組み	担当課
820	各種検診の実施 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、がん検診、特定健康診査等を実施し、疾病等の早期発見、予防を促進し、健康の保持増進及び介護予防等を図ります。	市民課 福祉課
830	疾病予防及び介護予防の推進 疾病や健康づくりについての情報提供を充実させ、知識の普及・啓発を図るとともに、予防接種の実施等により疾病予防および介護予防を推進します。	市民課
840	健康相談の推進 関係機関との連携により健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。	市民課
850	自殺対策の推進 関係機関との連携により自殺対策を推進します。	市民課

(3) 母子保健の充実

妊娠・出産・子育て期における母子の健康を保持増進させるため、支援や相談ができる体制を充実します。

No.	具体的な取り組み	担当課
860	妊産婦・乳幼児訪問指導の推進 妊産婦・乳幼児がいる家庭を保健師が訪問し、相談や支援を行います。	福祉課
870	母子保健指導と個別支援の実施 母子手帳交付時に母子保健事業に関する説明を行うとともに、指導・相談による個別支援を行います。	福祉課
880	母子交流機会の提供 妊娠・出産・子育てに関して正しい知識の普及や保護者同士の交流を図り、孤立化を防ぐなど、子育ての不安の解消に努めます。	福祉課

第4章

資料編

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、

当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める

ものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
- (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画 （一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施

時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、

商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規

定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）

を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報

の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 (省略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、

都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止する

ための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心や良心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び

次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立

てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一

年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が

最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号

の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保

護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

勝浦市男女共同参画計画策定の歩み

期 日	内 容
平成30年2月15日	第2次勝浦市男女共同参画計画（案）について諮問 第1回勝浦市男女共同参画計画策定市民懇話会 • 委嘱状の交付 • 第2次勝浦市男女共同参画（案）の説明
平成30年3月5日 から 平成30年3月21日	パブリックコメント実施
平成30年3月26日	第2回勝浦市男女共同参画計画策定市民懇話会 • 第2次勝浦市男女共同参画計画(案)の修正点の説明 • 答申書（案）の説明及び確認 • 市長への答申書の提出

勝浦市男女共同参画市民懇話会設置要綱

（設置）

第1条 本市における男女共同参画計画の策定（見直しを含む。）にあたり、広く市民の意見を反映させるため、勝浦市男女共同参画計画策定市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

勝浦市男女共同参画計画策定（見直しを含む。）に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係諸団体の代表者等
- （3） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から目的達成の日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選による。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員が委嘱されて最初に行われる会議にあっては、市長がこれを招集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（報償）

第7条 委員には、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年勝浦市条例第104号）別表その他の嘱託員の項に定める額に準じて報償費を支給する。

2 委員には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費相当額を支給する。

（庶務）

第8条 懇話会の庶務は、企画課地域活力推進係において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

勝浦市男女共同参画市民懇話会委員名簿

番号	区 分	選 出 団 体 等	氏 名
1	学識経験者	千葉県男女共同参画地域推進員	石 川 澄 江
2		千葉県男女共同参画地域推進員	屋 代 充 子
3	関係諸団体の 代表者等	勝浦市赤十字奉仕団	関 野 敬 子
4		勝浦漁業協同組合女性部	渡 邊 美 恵 子
5		新勝浦市漁業協同組合女性部	江 澤 萬 里 子
6		勝浦市商工会女性部	紫 関 多 喜 子
7		勝浦市食生活改善会	竹 下 泰 子
8		勝浦市母子寡婦福祉会	細 野 千 枝 子
9		勝浦市議会議員	久 我 恵 子
10		勝浦市議会議員	照 川 由 美 子

男女共同参画に関する国内外の動き

西暦	年号	世界の動き	国内の動き	千葉県の動き
1975	昭和50	国際婦人年(目標：平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977	52		「国内行動計画」策定 国立女性教育会館設置	
1979	54	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980	55	「国連婦人の十年」中間年世界会議 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981	56		「国内行動計画後期重点目標」策定	「千葉県婦人施策推進総合計画」策定
1984	59		「国籍法」の改正	
1985	60	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」の交付 「女子差別撤廃条約」批准	
1986	61		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	「千葉県婦人計画」策定
1987	62		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988	63		女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1990	平成2	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991	3		「育児休業法」の公布	「さわやかちば女性プラン」策定
1993	5		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の公布	
1994	6	国際人口開発会議行動計画採択	男女共同参画審議会・男女共同参画室・男女共同参画推進本部設置	
1995	7	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
1996	8		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「ちば新時代女性プラン」策定
1997	9		男女共同参画審議会設置	
1999	11		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000	12	国連特別総会「女性2000年会議」開催	「男女共同参画基本計画」閣議決定	庁内組織「千葉県男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画課」設置
2001	13		「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 「DV防止法」施行	「千葉県男女共同参画計画」策定
2002	14			男女共同参画課内「DV対策担当チーム」設置
2003	15		「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004	16		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005	17	国連「北京+10」閣僚級会合	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006	18		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「千葉県男女共同参画計画(第2次)」策定 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(DV防止基本計画)」策定

西暦	年号	世界の動き	国内の動き	千葉県の動き
2007	19		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2009	21		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	「DV防止基本計画（第2次）」策定
2010	22	国連「北京+15」記念会合	APEC 第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011	23	UN Women 正式発足		「第3次千葉県男女共同参画計画」策定
2012	24	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」策定
2013	25		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	
2014	26	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「パートタイム労働法」改正 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo2014）開催	
2015	27	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会） 第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! 2015）開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016	28		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット 「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意 「国際女性会議 WAW!」（WAW! 2016）開催	「第4次千葉県男女共同参画計画」策定
2017	29		「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	



男女共同参画
のシンボルマーク



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



カエル! ジャパン
Change! JPN

勝浦市男女共同参画計画

平成30年3月

(平成30年7月一部修正)

発行 勝浦市

編集 勝浦市 企画課

千葉県勝浦市新官1343番地1

TEL 0470-73-6656

E-mail kikaku@city-katsuura.jp